

工事の施工に伴い第三者に及ぼした 損害の補償に関する覚書

(地盤変動を原因とする建物等の事業損失補償)

工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償については、工事請負契約書第 29 条の規定に基づき適切に処理するものとするが、同条第 2 項に定める当該損害の理由となる地盤振動、地盤沈下等（以下「地盤変動」という。）の原因が、通常工事の施工に伴う不可避的なものと受注者の施工上の過失的なものとが複合し、あるいは影響しあって起因することが多いことに鑑み、当該損害に係る補償の対象及び方法並びに補償費用の負担額等について、発注者高知市（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）との間に次の条項により覚書を締結する。

(適用範囲)

第 1 条 この覚書は、○○○○○○○○○○工事の施工に伴う地盤変動により生じた建物等に対する損害の補償に適用する。

(工事中の注意義務)

第 2 条 乙は、工事の施工に併せて付近の建物等の状況を把握し、損害が生じる可能性があるときは遅滞なく甲に報告しなければならない。

(損害発生時の調査及び報告等)

第 3 条 乙は、第 1 条に定める損害が発生したときは直ちに甲に報告し、甲の指示を受け応急措置を行わなければならない。

2 乙は、前項に定める応急措置が完了したときは、甲が必要と認める書類を甲に提出しなければならない。

(工事完成後の措置)

第 4 条 乙は工事完成後、工事施工に伴う第三者からの建物等の損害に対する補償の申し出があったときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(補償金の確定)

第 5 条 甲及び乙は、前条の損害に対し、因果関係の判定を行った後、損害を受けた建物等を復旧させるために通常妥当と認められる方法や補償額等について協議し、決定するものとする。

(補償交渉)

第 6 条 損害を受けた第三者から補償の申し出があったものについて、甲及び乙は協力して補償交渉を行うこととする。

2 前項の補償交渉について、乙が交渉する期間は前条の補償金確定後 3 年間とし、その期間内において、乙は誠意をもって積極的に補償交渉を行うこととする。

(補償費用の負担割合)

第 7 条 第 5 条の規定に基づき決定した補償に要する費用（以下「補償費」という。）の総額が請負代金額（請負代金額が変更されたときは変更後の請負代金額）の 0.7%（以下「控除額」という。）以下の額であるときは、乙が当該補償費の総額を負担する。ただし、第 3 条に規定する応急措置に要した費用は、控除額の中に含めるものとする。

2 当該補償費の総額が控除額を超えるときは、当該補償額の総額から控除額を減じた額を甲が負担する。

3 甲が特別の理由があると認めるものについては、その控除額を除いた負担額について、甲乙別途協議して定める。

(補償費用の支払い)

第 8 条 補償対象者に対する補償費の支払いは、甲が行うものとする。

2 乙は、甲の指定する日までに前条に規定する乙の負担額を甲に対し支払うものとする。

(補則)

第 9 条 この覚書に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、別途甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

○○ 年 月 日

甲 発注者 高知市
代表者 高知上下水道事業管理者 ○○ ○○

乙 受注者
住 所
氏 名